

奈良県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年四月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和郡山広陵線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
1 0 8	生駒郡安堵町大字 東安堵二〇五番八 先から 生駒郡安堵町大字 東安堵四八〇番一 まで	前	八・六 ） 二二・九	二六六・ 七	
	生駒郡斑鳩町大字 高安四一番一先か ら 生駒郡安堵町大字 東安堵四八〇番一 先まで	後	九・八 ） 三四・八	三〇七・ 八	